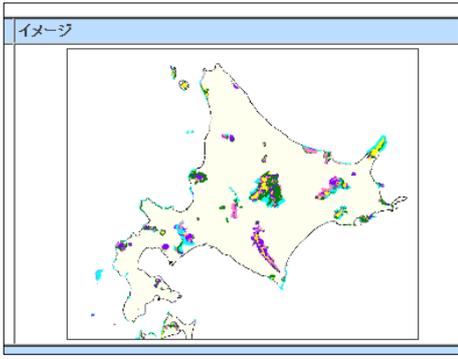
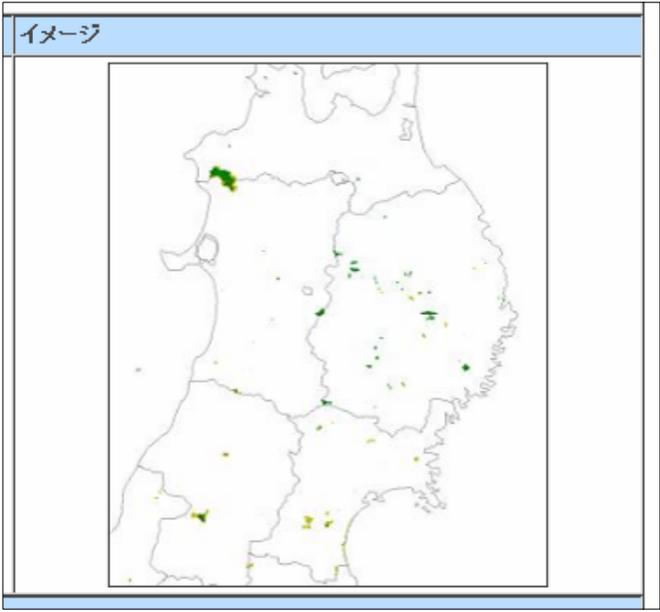


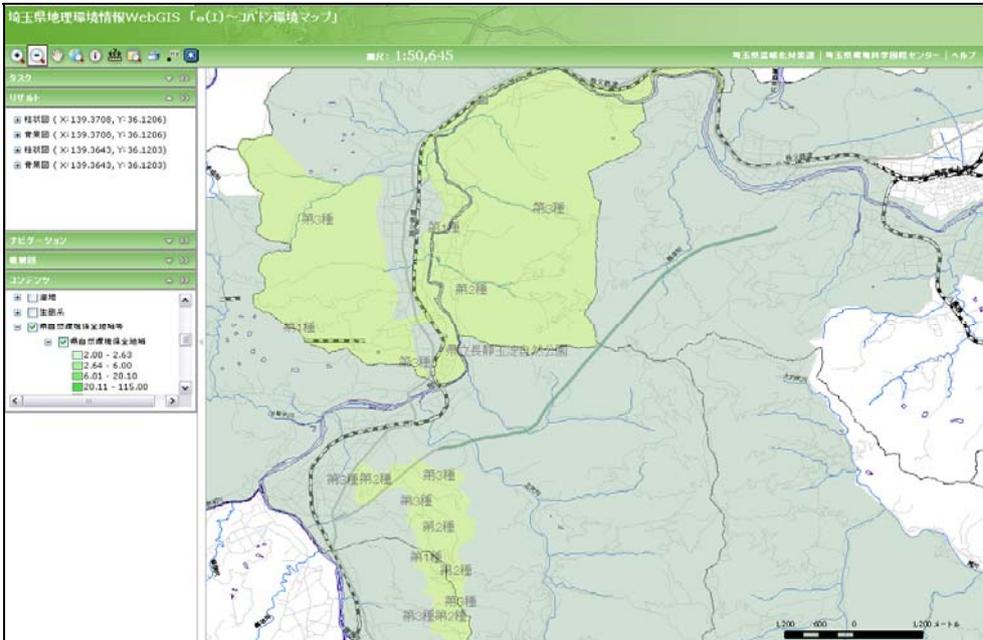
国立公園・国定公園

機関	情報名	概要	情報の特徴
環境省	国立公園・国定公園	我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む）であって、環境大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定したもの。	全国的な情報
指定目的	自然の保護や適切な利用の促進を図ることを目的としている。		
対象範囲	全国		
指定方法	指定基準： <ul style="list-style-type: none"> 国立公園・・・同一の風景型式中、我が国の景観を代表すると共に、世界的にも誇りうる傑出した自然の風景であること 国定公園・・・国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること 		
情報内容	国立公園・国定公園の分布とそれぞれの地域の特徴		
公開状況	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園：環境省サイト (http://www.env.go.jp/park/) で、情報・位置などを公開、地図から公園を選択可能。国立公園マップ (http://www.bes.or.jp/parkmap/) では、地種区分図PDFを閲覧可能。国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A10-v3_0.html) でGISデータのダウンロード可能。 国定公園：生物多様性情報システム (http://www.biodic.go.jp/jpark/jpark.htm) で、情報・位置などを公開。国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A10-v3_0.html) でGISデータのダウンロード可能。 		
得られる情報の例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><国立公園位置図></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><国定公園位置図></p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p><GIS サンプル（国土数値情報）></p> </div>		
配慮書段階での活用可能性	自然公園として指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上での基本的な情報となる。		

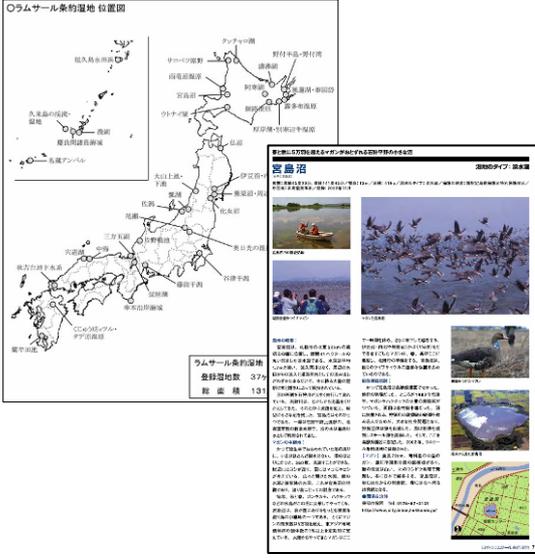
自然環境保全地域(環境省)

機関	情報名	概要	情報の特徴
環境省	自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。	全国的な情報
指定目的	自然環境の保全を目的としている。(自然環境保全法第1条)		
対象範囲	全国		
指定方法	指定基準： ・ア. 高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、すぐれた天然林(100ha以上) ・イ. 特異な地形・地質・自然現象(10ha以上) ・ウ. すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域(10ha以上) ・エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域(10ha以上)		
情報内容	高山・亜高山性植生、天然林、地形・地質・自然現象、河川・湖沼・海岸・湿原・海域等の自然環境保全地域の分布		
公開状況	・生物多様性情報システム(http://www.biodic.go.jp/jpark/jpark.html)から詳細データへのリンクがあるが、リンクが切れ等も見られる。国土数値情報(http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A11.html)でGISデータのダウンロード可能。		
得られる情報の例	<div style="text-align: center;">  <p><GIS サンプル (国土数値情報) ></p> </div>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境の保全を目的として全国的に網羅された情報であり、配慮を検討すべき場所を把握する上での基本的な情報となる。		

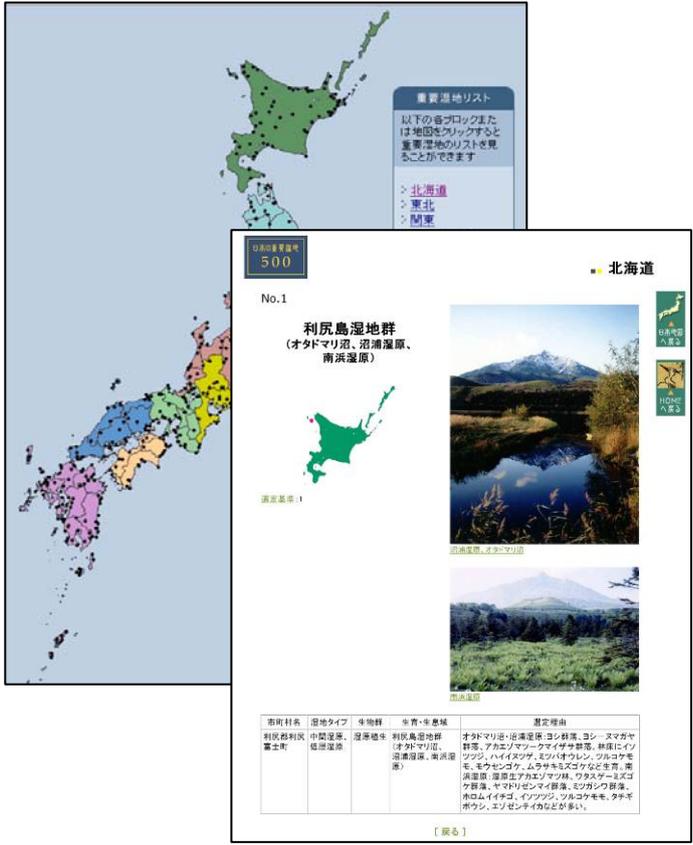
自然環境保全地域(都道府県)

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県	自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。	全国的な情報
指定目的	自然環境の保全を目的としている。(自然環境保全法第1条)		
対象範囲	各都道府県		
指定方法	指定基準： ・ア. 高山・亜高山性植生 (1,000ha 以上)、すぐれた天然林 (100ha 以上) ・イ. 特異な地形・地質・自然現象 (10ha 以上) ・ウ. すぐれた自然環境を維持している河川・湖沼・海岸・湿原・海域 (10ha 以上) ・エ. 植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域 (10ha 以上)		
情報内容	高山・亜高山性植生、天然林、地形・地質・自然現象、河川・湖沼・海岸・湿原・海域等の自然環境保全地域の分布		
公開状況	都道府県により、公開状況・形態は異なるが、Web で公開している自治体も多い。例えば、埼玉県は、埼玉県地理環境情報 WebGIS「彩の国自然環境マップ」 http://www.kankyuu.pref.saitama.lg.jp/kankyuu/		
得られる情報の例	 <p style="text-align: center;"><埼玉県地理環境情報 WebGIS「彩の国自然環境マップ」></p>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境の保全を目的として全国的に網羅された情報であり、配慮を検討すべき場所を把握する上での基本的な情報となる。		

ラムサール条約登録湿地

機関	情報名	概要	情報の特徴
環境省	ラムサール条約登録湿地	ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に基づき登録された湿地（国内で全 46 箇所、平成 24 年 8 月 10 日現在）。	全国的な情報
指定目的	特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。		
対象範囲	全国		
指定方法	<p>国際的な基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の 1 パーセントを定期的に支えている湿地 <p>日本の基準：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的に重要な湿地であること（国際的な基準のうち、いずれかに該当すること） 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること 地元住民などから登録への賛意が得られること 		
情報内容	渡り鳥の飛来地として重要な地域とそれぞれの特徴		
公開状況	環境省自然環境局 HP (http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/index.html) にて位置図とパンフレットが公開されている。		
得られる情報の例	 <p>この図は、日本のラムサール条約登録湿地の位置図、登録地点のリスト、および「湿地のタイプ」に関するパンフレットの例を示しています。位置図は、北海道から九州までの主要な登録地を地図上で示しています。リストには、登録地名と登録年月が記載されています。パンフレットには、水鳥の生息地や湿地の風景の写真が掲載されています。</p>		
配慮書段階での活用可能性	登録地点が少ないが、湿地に依存する生物の生息ポテンシャルを把握する上では有用な情報である。		

日本の重要湿地 500

機関	情報名	概要	情報の特徴
環境省	日本の重要湿地 500	我が国の湿地保全施策の基礎資料を得るため、多数の専門家の意見を得て、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、生物多様性保全の観点から重要な湿地を 500 ヶ所選定したもの。	全国的な情報
指定目的	重要湿地とその周辺における保全上の配慮の必要性について、普及啓発を進めることを目的としている。		
情報内容	湿原、干潟、藻場、サンゴ礁、人工的な湿地等の分布とそれぞれの特徴		
対象範囲	全国		
指定方法	指定基準： <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 ・ 基準2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 ・ 基準3：多様な生物相を有している場合 ・ 基準4：特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 ・ 基準5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、産卵場等）である場合 		
公開状況	公式サイト（ http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/ ）にて公開、地図から検索できるようになっている。		
得られる情報の例	 <p>このスクリーンショットは、環境省の「日本の重要湿地 500」のウェブサイトからの検索画面と検索結果を示しています。左側には日本の地図があり、北海道が緑色で強調されています。右側には「重要湿地リスト」の検索オプションと、北海道の「No.1 利尻島湿地群」の詳細情報が表示されています。詳細情報には、湿地群の名称（オタドリ沼、沼浦湿原、南浜湿原）、所在地（オタドリ沼）、指定理由、および固有種や希少種のリストが含まれています。</p>		
配慮書段階での活用可能性	全国的に網羅された情報であり、湿地に依存する生物の生息・生育ポテンシャルを把握する上では有用な情報である。		

世界遺産

機関	情報名	概要	情報の特徴
ユネスコ	世界遺産	世界遺産は、1972年の第17回UNESCO総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の中で定義され、登録を受けた遺跡、景観、自然など（日本では、平成24年現在、自然遺産4箇所、文化遺産12箇所）。	全国的な情報、登録地点が少ない
指定目的	世界の文化遺産や自然遺産を人類全体のための世界遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し保存していくために、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としている。		
対象範囲	全国		
指定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類例を見ない自然美および美的要素をもった優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。 ・ 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。 ・ 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発達において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。 ・ 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、もっとも重要な自然の生息・生育地を含むこと。 		
情報内容	文化遺産（世界的な見地から見て歴史上、美術上、科学上顕著で普遍的価値を有する記念工作物、建造物、遺跡等）、自然遺産（世界的な見地から見て観賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等）、複合遺産（文化遺産と自然遺産との両面の価値を有するもの）の分布とそれぞれの特徴		
公開状況	日本の世界遺産 (http://www.sizenken.biodic.go.jp/isan/) にて公開		
得られる情報の例	<div style="text-align: center;">  <p style="text-align: center;">日本の世界自然遺産</p> <p style="text-align: center;">～ 世界自然遺産地域の自然と暮らし ～</p> <p>世界遺産条約は顕著な普遍的価値を有する文化遺産および自然遺産を、国際的な協力・援助のもとに保護していくことを目的に、1972年(昭和47年)のユネスコ総会で採択されました。日本は1992年(平成4年)9月、世界遺産条約に批准し、翌年の1993年12月屋久島と白神山地が日本で初めて世界自然遺産として登録、2005年7月には知床が加わりました。 更に、2011年6月には我が国4番目の世界自然遺産として小笠原が登録されました。</p> <p style="text-align: center;">屋久島 白神山地 知床 小笠原</p> <p style="text-align: center;"><日本の世界自然遺産 位置図></p> </div>		
配慮書段階での活用可能性	登録地点が少ないが、貴重な自然環境として重要な情報である。		

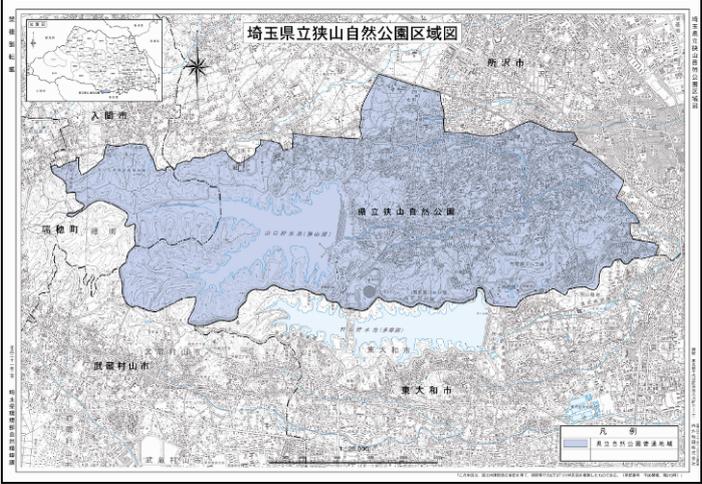
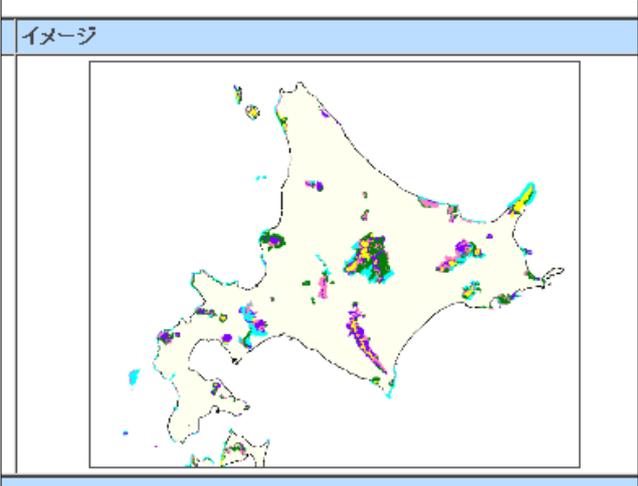
天然記念物(文化庁)

機関	情報名	概要	情報の特徴
文化庁	天然記念物	文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されたものである。	全国的な情報
指定目的	学術上価値の高い動物、植物及び地質鉱物の保護を目的としている。		
指定方法	指定基準： 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの		
対象範囲	全国		
情報内容	天然記念物として指定された動物、植物、地質鉱物等の分布とそれぞれの特徴		
公開状況	国指定文化財等データベース (http://www.bunka.go.jp/bsys/) に公開されている。		
得られる情報の例			
	<p><文化財の情報と、その位置図></p>		
配慮書段階での活用可能性	全国を網羅した情報であり、地点も明らかになっているため、配慮を検討すべき場所として重要な情報である。		

天然記念物(都道府県)

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県	天然記念物	文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定されたものである。	全国的な情報
指定目的	学術上価値の高い動物、植物及び地質鉱物の保護を目的としている。		
指定方法	各地方自治体の文化財保護条例に基づく		
対象範囲	各都道府県		
情報内容	天然記念物として指定された動物、植物、地質鉱物等の分布とそれぞれの特徴		
公開状況	都道府県により公開状況・形態は異なる。Webでの公開も多い。		
得られる情報の例	 <p style="text-align: center;"><茨城県教育委員会 HP に公開されている文化財情報></p>		
配慮書段階での活用可能性	全国を網羅した情報であり、地点も明らかになっているため、配慮を検討すべき場所として重要な情報である。		

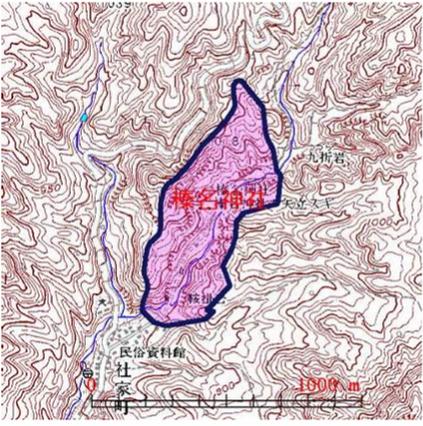
都道府県立自然公園

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県	都道府県立自然公園	自然公園法およびそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について知事が指定する自然公園の一種。	全国的な情報
指定目的	自然の保護や適切な利用の促進を図ることを目的とする。		
指定方法	各都道府県の条例による		
対象範囲	各都道府県		
情報内容	自然公園として指定された地域の場所とその特徴		
公開状況	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県により公開状況は異なる。国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A10-v3_0.html) で GIS データのダウンロード可能。 		
得られる情報の例	<div style="text-align: center;">  <p><埼玉県 HP に公開されている自然公園 PDF></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>イメージ</p>  </div> <p><GIS サンプル (国土数値情報) ></p> </div>		
配慮書段階での活用可能性	自然公園として指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上での基本的な情報となる。		

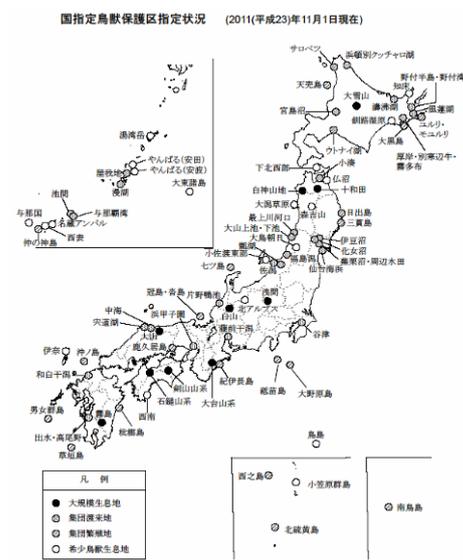
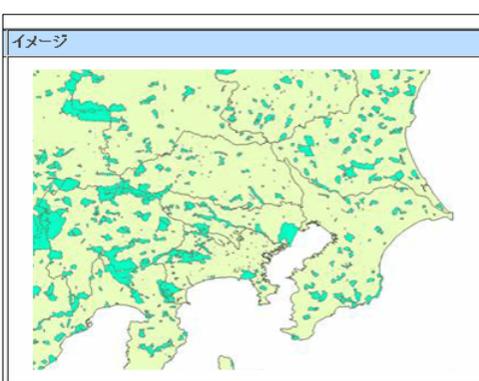
近郊緑地保全地域

機関	情報名	概要	情報の特徴																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
国土交通省	近郊緑地保全地域	首都圏近郊緑地保全法（1966）に基づき指定されたものと、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（1967）に基づき指定されたものがある。いずれも大都市圏に存在する良好な緑地を保全するため国土交通大臣により指定されるもので、指定された緑地の管理（行為規制、土地の買い上げ等）は都道府県（一部は市町村）が行う。	首都圏及び近畿圏に限られる																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
指定目的		首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることに鑑み、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的としている。（「首都圏近郊緑地保全法」より引用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
指定方法		指定基準（首都圏近郊緑地保全法第3条）： 近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
対象範囲		全国																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
情報内容		首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものの場所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
公開状況		・都市緑化データベース（ http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/kinkou_ryokuchi/index.html ）に、指定区域の一覧表あり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
得られる情報の例		<p>表-首都圏近郊緑地保全区域一覧表 表のダウンロード Home Back (平成22年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">近郊緑地保全区域</th> <th colspan="4">近郊緑地特別保全地区</th> </tr> <tr> <th>区域名</th> <th>都道府県 政令市</th> <th>都市名</th> <th>計画決定年 (変更)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>地区名</th> <th>都道府県 政令市</th> <th>都市名</th> <th>計画決定年 (変更)</th> <th>面積 (ha)</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武山</td> <td>神奈川県</td> <td>横浜区市</td> <td>S42.2.16</td> <td>327.0</td> <td>武山</td> <td>神奈川県</td> <td>横浜区市</td> <td>S42.3.29 S47.11.17</td> <td>(34.5) (169.0)</td> <td>194.5</td> </tr> <tr> <td>衣笠・大鶴山</td> <td>神奈川県</td> <td>横浜区市、蓑山町</td> <td>S42.2.16</td> <td>958.0</td> <td>衣笠・大鶴山</td> <td>神奈川県</td> <td>横浜区市</td> <td>S47.11.17</td> <td>(49.5)</td> <td>49.5</td> </tr> <tr> <td>遠子・蓑山</td> <td>神奈川県</td> <td>遠子市、蓑山町</td> <td>S42.2.16</td> <td>1,087.0</td> <td>三ヶ岡山</td> <td>神奈川県</td> <td>蓑山町</td> <td>S42.3.29</td> <td>(33.2)</td> <td>33.2</td> </tr> <tr> <td>相模原</td> <td>神奈川県</td> <td>相模原市</td> <td>S42.2.16 S46.4.30</td> <td>644.0</td> <td>相模原</td> <td>神奈川県</td> <td>相模原市</td> <td>S46.9.14</td> <td>(73.0)</td> <td>73.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>相模原山・相模川</td> <td>神奈川県</td> <td>相模原市</td> <td>H7.3.14 H12.3.31</td> <td>(102.7) (1.1)</td> <td>103.8</td> </tr> <tr> <td>刺崎・岩堂山</td> <td>神奈川県</td> <td>三浦市</td> <td>S46.4.30</td> <td>618.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>円海山・北鎌倉</td> <td>神奈川県</td> <td>鎌倉市</td> <td>S44.3.28 H18.12.28</td> <td>294.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>横浜市</td> <td>S44.3.28 S52.9.21 H18.12.28</td> <td>802.0</td> <td>円海山</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市</td> <td>S44.5.13 H21.3.25</td> <td>(100.0) (16.0)</td> <td>116.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大丸山</td> <td>横浜市</td> <td>横浜市</td> <td>H22.3.23</td> <td>(44.0)</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>1,096.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小磯代</td> <td>神奈川県</td> <td>三浦市</td> <td>H17.9.22</td> <td>70.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多摩丘陵北部</td> <td>東京都</td> <td>八王子市、日野市</td> <td>S42.2.16</td> <td>264.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>滝山</td> <td>東京都</td> <td>八王子市、あきる野市</td> <td>S42.2.16</td> <td>488.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旗山</td> <td>東京都</td> <td>東村山市、東大和市、武蔵村山市、狛江市</td> <td>S42.2.16</td> <td>725.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>埼玉県</td> <td>所沢市、入間市</td> <td>S42.2.16</td> <td>882.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>1,607.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入間</td> <td>埼玉県</td> <td>入間市</td> <td>S44.3.28</td> <td>398.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>埼玉県</td> <td>川瀬市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市</td> <td>S42.2.16</td> <td>1,976.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>さいたま市</td> <td>さいたま市</td> <td>S42.2.16</td> <td>1,328.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>3,304.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>千林寺</td> <td>埼玉県</td> <td>新座市</td> <td>S44.3.28</td> <td>68.0</td> <td>千林寺</td> <td>埼玉県</td> <td>新座市</td> <td>S45.10.13 H6.3.29</td> <td>(58.4) (2.0)</td> <td>60.4</td> </tr> <tr> <td>安行</td> <td>埼玉県</td> <td>川口市</td> <td>S42.2.16</td> <td>580.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東千歳</td> <td>千葉県</td> <td>千葉市</td> <td>S42.2.16</td> <td>734.0</td> <td>東千歳</td> <td>千葉県</td> <td>千葉市</td> <td>S42.3.25</td> <td>(61.3)</td> <td>61.3</td> </tr> <tr> <td>行徳</td> <td>千葉県</td> <td>市川市</td> <td>S45.5.25</td> <td>83.0</td> <td>行徳</td> <td>千葉県</td> <td>市川市</td> <td>S45.8.28</td> <td>(83.0)</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td>君津</td> <td>千葉県</td> <td>君津市</td> <td>S48.6.20</td> <td>635.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利根川・菅生沼</td> <td>千葉県</td> <td>野田市</td> <td>S52.9.21</td> <td>862.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>茨城県</td> <td>常陸市、坂東市、境町、五鹿町</td> <td>S52.9.21</td> <td>1,686.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>2,448.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>牛久沼</td> <td>茨城県</td> <td>龍ヶ崎市、牛久市、取手市</td> <td>S44.3.28</td> <td>452.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>19区補合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,861.0</td> <td>10地区合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>818.7</td> </tr> </tbody> </table>		近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区				区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	地区名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	武山	神奈川県	横浜区市	S42.2.16	327.0	武山	神奈川県	横浜区市	S42.3.29 S47.11.17	(34.5) (169.0)	194.5	衣笠・大鶴山	神奈川県	横浜区市、蓑山町	S42.2.16	958.0	衣笠・大鶴山	神奈川県	横浜区市	S47.11.17	(49.5)	49.5	遠子・蓑山	神奈川県	遠子市、蓑山町	S42.2.16	1,087.0	三ヶ岡山	神奈川県	蓑山町	S42.3.29	(33.2)	33.2	相模原	神奈川県	相模原市	S42.2.16 S46.4.30	644.0	相模原	神奈川県	相模原市	S46.9.14	(73.0)	73.0						相模原山・相模川	神奈川県	相模原市	H7.3.14 H12.3.31	(102.7) (1.1)	103.8	刺崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	S46.4.30	618.0							円海山・北鎌倉	神奈川県	鎌倉市	S44.3.28 H18.12.28	294.0									横浜市	S44.3.28 S52.9.21 H18.12.28	802.0	円海山	横浜市	横浜市	S44.5.13 H21.3.25	(100.0) (16.0)	116.0						大丸山	横浜市	横浜市	H22.3.23	(44.0)	44.0			計		1,096.0							小磯代	神奈川県	三浦市	H17.9.22	70.0							多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	S42.2.16	264.0							滝山	東京都	八王子市、あきる野市	S42.2.16	488.0							旗山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、狛江市	S42.2.16	725.0								埼玉県	所沢市、入間市	S42.2.16	882.0								計			1,607.0							入間	埼玉県	入間市	S44.3.28	398.0							荒川	埼玉県	川瀬市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市	S42.2.16	1,976.0								さいたま市	さいたま市	S42.2.16	1,328.0								計			3,304.0							千林寺	埼玉県	新座市	S44.3.28	68.0	千林寺	埼玉県	新座市	S45.10.13 H6.3.29	(58.4) (2.0)	60.4	安行	埼玉県	川口市	S42.2.16	580.0							東千歳	千葉県	千葉市	S42.2.16	734.0	東千歳	千葉県	千葉市	S42.3.25	(61.3)	61.3	行徳	千葉県	市川市	S45.5.25	83.0	行徳	千葉県	市川市	S45.8.28	(83.0)	83.0	君津	千葉県	君津市	S48.6.20	635.0							利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	862.0								茨城県	常陸市、坂東市、境町、五鹿町	S52.9.21	1,686.0								計			2,448.0							牛久沼	茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、取手市	S44.3.28	452.0							19区補合計				15,861.0	10地区合計					818.7
近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	地区名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
武山	神奈川県	横浜区市	S42.2.16	327.0	武山	神奈川県	横浜区市	S42.3.29 S47.11.17	(34.5) (169.0)	194.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
衣笠・大鶴山	神奈川県	横浜区市、蓑山町	S42.2.16	958.0	衣笠・大鶴山	神奈川県	横浜区市	S47.11.17	(49.5)	49.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
遠子・蓑山	神奈川県	遠子市、蓑山町	S42.2.16	1,087.0	三ヶ岡山	神奈川県	蓑山町	S42.3.29	(33.2)	33.2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
相模原	神奈川県	相模原市	S42.2.16 S46.4.30	644.0	相模原	神奈川県	相模原市	S46.9.14	(73.0)	73.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					相模原山・相模川	神奈川県	相模原市	H7.3.14 H12.3.31	(102.7) (1.1)	103.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
刺崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	S46.4.30	618.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
円海山・北鎌倉	神奈川県	鎌倉市	S44.3.28 H18.12.28	294.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		横浜市	S44.3.28 S52.9.21 H18.12.28	802.0	円海山	横浜市	横浜市	S44.5.13 H21.3.25	(100.0) (16.0)	116.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					大丸山	横浜市	横浜市	H22.3.23	(44.0)	44.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		計		1,096.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
小磯代	神奈川県	三浦市	H17.9.22	70.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	S42.2.16	264.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
滝山	東京都	八王子市、あきる野市	S42.2.16	488.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
旗山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、狛江市	S42.2.16	725.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	埼玉県	所沢市、入間市	S42.2.16	882.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計			1,607.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
入間	埼玉県	入間市	S44.3.28	398.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
荒川	埼玉県	川瀬市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市	S42.2.16	1,976.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	さいたま市	さいたま市	S42.2.16	1,328.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計			3,304.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
千林寺	埼玉県	新座市	S44.3.28	68.0	千林寺	埼玉県	新座市	S45.10.13 H6.3.29	(58.4) (2.0)	60.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
安行	埼玉県	川口市	S42.2.16	580.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
東千歳	千葉県	千葉市	S42.2.16	734.0	東千歳	千葉県	千葉市	S42.3.25	(61.3)	61.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
行徳	千葉県	市川市	S45.5.25	83.0	行徳	千葉県	市川市	S45.8.28	(83.0)	83.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
君津	千葉県	君津市	S48.6.20	635.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	862.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	茨城県	常陸市、坂東市、境町、五鹿町	S52.9.21	1,686.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計			2,448.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
牛久沼	茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、取手市	S44.3.28	452.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
19区補合計				15,861.0	10地区合計					818.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
配慮書段階での活用可能性		自然環境を保全する観点から指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

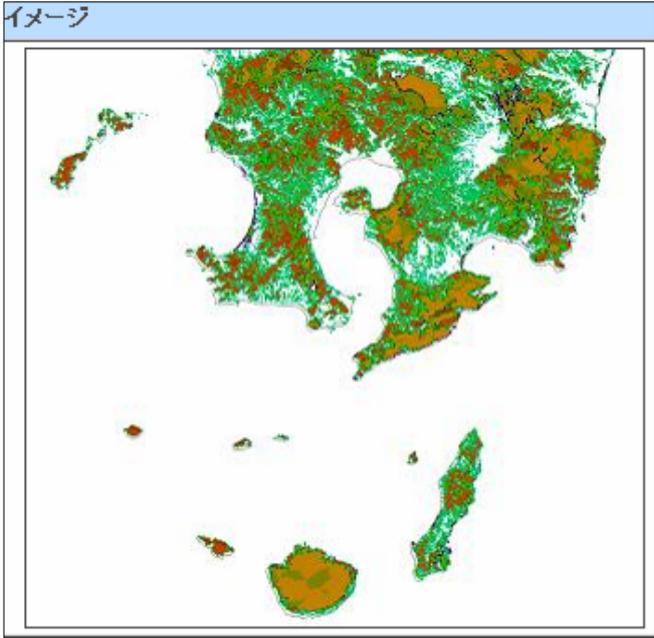
緑地保全地域

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県、指定都市	緑地保全地域	都市緑地法第5条に基づき、都市計画で定められた良好な自然環境の形成に必要な地域。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制がされる。	全国的な情報
指定目的	一定の土地利用との調和を図りながら保全することを目的としている。		
指定方法	指定基準（都市緑地法第5条） <ul style="list-style-type: none"> ・ 一 無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・ 二 地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの 		
対象範囲	全国		
情報内容	緑地保全地域として指定された都市近郊の比較的大規模な緑地の場所		
公開状況	都道府県により公開状況は異なる。Webで公開されているものもある。		
得られる情報の例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>榛名神社</p> <p>群馬県緑地環境保全地域 位置図</p> <p>榛名神社</p>  <p>榛名神社の社叢を中心とした地域。 高崎市榛名山町地内</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>榛名神社</p> <p>群馬県緑地環境保全地域 広域図</p> <p>榛名神社</p>  <p>榛名神社の社叢を中心とした地域。 高崎市榛名山町地内</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">＜群馬県の緑地保全地域位置図と、その広域図（群馬県 HP）＞</p> <p style="text-align: center;">http://www.pref.gunma.jp/04/e23101812.html</p>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境を保全する観点から指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。		

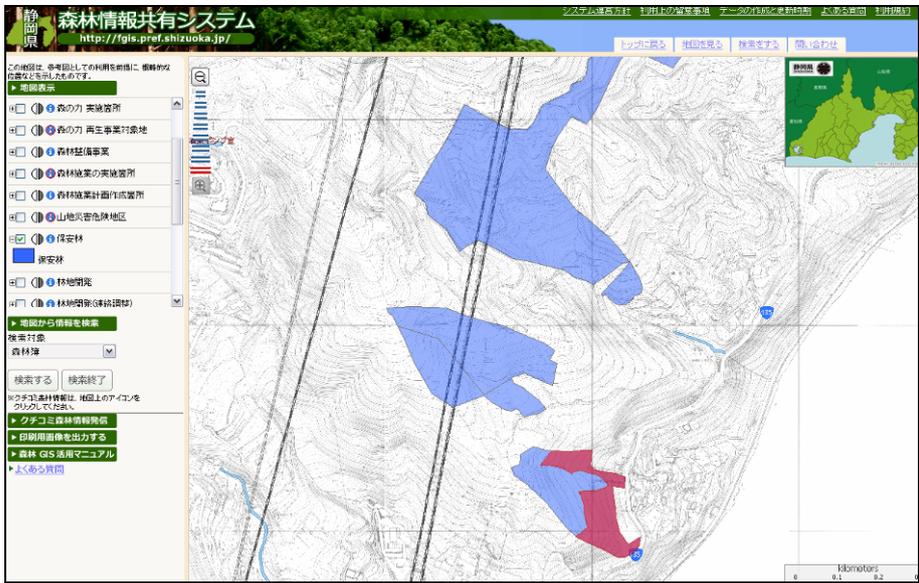
鳥獣保護区(環境省)

機関	情報名	概要	情報の特徴
環境省	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域である。鳥獣とは、野生に生息する鳥類と哺乳類を対象とする。	全国的な情報
指定目的	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」より）		
対象範囲	全国		
情報内容	鳥類、哺乳類の保護区の分布		
公開状況	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣の保護管理 (http://www.env.go.jp/nature/choju/index.html) にて、鳥獣保護区の指定状況、国指定鳥獣保護区の位置図などが公開されている。国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A15.html) でGISデータのダウンロードが可能。 		
得られる情報の例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>国指定鳥獣保護区指定状況 (2011(平成23)年11月1日現在)</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模生息地 ○ 集団産卵地 ○ 集団繁殖地 ○ 希少鳥獣生息地 </div> <div style="text-align: center;">  <p>イメージ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;"> ＜国指定鳥獣保護区の位置図＞ ＜GIS サンプル（国土数値情報）＞ </p>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境を保全する観点から指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。		

保安林(農林水産省)

機関	情報名	概要	情報の特徴
農林水産省	保安林	公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことである。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき指定したものである。	全国的な情報
指定目的	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成することを目的としている。		
指定方法	指定基準（森林法第 25 条第 1 項）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 一 水源のかん養 ・ 二 土砂の流出の防備 ・ 三 土砂の崩壊の防備 ・ 四 飛砂の防備 ・ 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備 ・ 六 なだれ又は落石の危険の防止 ・ 七 火災の防備 ・ 八 魚つき ・ 九 航行の目標の保存 ・ 十 公衆の保健 ・ 十一 名所又は旧跡の風致の保存 		
対象範囲	全国		
情報内容	保安林として指定されている地域の分布		
公開状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A13.html) で GIS データのダウンロードが可能。 		
得られる情報の例	<div style="text-align: center;">  <p><GIS サンプル（国土数値情報）></p> </div>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境を保全する観点から指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。		

保安林(都道府県)

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県	保安林	公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林のことである。農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき指定したものである。	全国的な情報
指定目的	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成することを目的としている。		
指定方法	指定基準（森林法第 25 条第 1 項）： <ul style="list-style-type: none"> ・ 一 水源のかん養 ・ 二 土砂の流出の防備 ・ 三 土砂の崩壊の防備 ・ 四 飛砂の防備 ・ 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備 ・ 六 なだれ又は落石の危険の防止 ・ 七 火災の防備 ・ 八 魚つき ・ 九 航行の目標の保存 ・ 十 公衆の保健 ・ 十一 名所又は旧跡の風致の保存 		
対象範囲	都道府県		
情報内容	保安林として指定されている地域の分布		
公開の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県により、公開状態・形態は異なる。Web 公開がされている都道府県もある。 ・ 国土数値情報 (http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A13.html) で GIS データのダウンロードが可能。 		
得られる情報の例	 <p style="text-align: center;">< 静岡県森林情報共有システムによる、保安林の検索 ></p>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境を保全する観点から指定された地域であるため、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。		

都市計画マスタープラン

機関	情報名	概要	情報の特徴
市区町村	都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針を総合的（土地利用、交通、市街地整備、住宅整備、自然環境、公園、防災等）に示した計画である。 自然環境に関しては、自治体によっては保全を図る場所を分かりやすく模式図で図示しているものもあるが、「生物の生息・生育状況」に関する記述は少ない。	地域計画
策定目的	長期的な視点で地域の都市計画に関する市全体の将来像や土地利用、道路、公園、下水道などの都市計画に関する基本的な方針を示し、将来の様々な都市計画の基本的な指針とすることを目的としている。		
対象範囲	各地方自治体		
情報内容	自然環境の視点から保全が望まれる地域の場所		
公開状況	自治体により公開状況は異なる。Web で公開されている場合もある。		
得られる情報の例	<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 丘陵地の森林や里山、谷津田の保全 斜面緑地の保全 広大な田園地帯、干潟八万石の維持・保全 田圃と一体となった水辺の環境保全 アジサイロード 九十九里海岸の自然や生物の生息環境の保全 松林の保安林の保全 植の生垣や屋敷林に包まれた緑の環境の集落地の保全 緑化推進や美しい街並み形成などゆとりある市街地環境の形成 <p>[地域の自然環境の保全及び都市環境形成の方針図] <都市計画マスタープラン（千葉県旭市）></p>		
配慮書段階での活用可能性	自然環境に関する記述は限定的であるが、自治体によっては保全を図る場所を記述しており、事業において配慮すべき場所を把握する上で有用な情報になる場合がある。		

緑の基本計画

機関	情報名	概要	情報の特徴
市区町村	緑の基本計画	樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策を定めている。 緑地の配置の方針や緑地の保全に関することを中心に記述しており、生物の生息・生育地といった観点からの記述は少ないが、緑地の位置情報は図面に整理されている。	地域計画
策定目的	地域の緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。		
対象範囲	各地方自治体		
情報内容	緑地の位置等		
公開状況	自治体により公開状況は異なる。Web で公開されている場合もある。		
得られる情報の例	<p>[地域の緑化重点計画の例] ＜熊本市緑の基本計画＞</p>		
配慮書段階での活用可能性	地域の緑地の位置及び保全すべき緑地を把握し、配慮を検討すべき場所を把握する上で有用な情報である。		

観光パンフレット

機関	情報名	概要	情報の特徴
都道府県 市区町村	観光パンフレット	市町村（もしくは商工会議所等）で作成している自治体の観光パンフレット等。地域の名所であり、観光に寄与する自然環境（巨樹や社寺林等）が地図とともに示されている。	資料により、範囲や情報量は異なる。
公開状況	自治体や資料により公開形態・位置精度は異なる。Web で公開されている情報も多い。		
情報内容	地域で観光資源となる自然景観や巨木等の場所と特徴		
得られる情報の例	 <p style="text-align: center;">[地域の代表的な自然としてとりあげられている例] <熊本県大津町観光パンフレット></p>		
配慮書段階での活用可能性	地域で愛着を持たれている生物種や、保全が望まれる生育・生息場所を把握する上で有効な情報である。		